

緊急質問

大型商業施設に係る緊急質問

質疑 大型ショッピングセンターの開発行為申請が9月29日にされたとの新聞報道があるが、申請時刻と提出時刻について、また受理の判断は誰がし決定したのか。

答弁 29日の3時半頃に市の判断により受理した。今回の受理は、都市計画法の開発行為の行政手続きであり、申請手続きの協議が全て済み申請時期がきて申請されれば受理しなければならない。

質疑 新聞報道では、1万㎡を地域貢献のスペースに充てるよう市長が申し入れたとなつていますが、事実かどうか。

答弁 市長からは、市民や地元業者に十分配慮して事業を進めていただきたいこと、計画の範囲内で何か地元貢献を考えてほしい旨の申し入れで、報道内容は事実と若干異なる。



ショッピングセンター建設予定地

け込み的な対応と思われるが。

答弁 今回の申請は、都市計画法第29条に基づくものである。同法では、29条の申請のためには、事前に32条の協議（公共施設管理者の同意）が必要である。この32条協議が9月28日に整ったための申請であり、駆け込み的とは思われない。

質疑 単なる開発行為の申請を受理したという問題ではない。小高区、鹿島区の商店街に

とっては死活問題となる。また、県の条例策定の考えを市長は理解していないのではないかとと思われるが如何か。

答弁 旧原町市時代に、原町区を将来の都市的な利用に供すること、大型商業施設の誘導地域という位置付けで土地利用計画を見直してきた経緯がある。こうした流れに沿って今回の一連の作業が進められてきたもの。小高区、鹿島区の商店街については、新たに中心市街地活性化計画を立てるべく「市民検討委員会」等を立ち上げて活性化のための施策を検討している。

質疑 市長は、今回の受理を確信をもって行ったのか。

答弁 この計画は、平成16年3月に事業者から農振除外の申請が出され、その後農業委員会、JAそうま、商工会議所などの意見を伺い、農振除外の同意をいただき、県との調整等も進めてきたものである。私としては、南相馬市のとりわけ原町区の小売商業の売上が低下し続けている状況にどう対応すべきかを考えたときに、金場地帯が最後に残された開発可能地域であることから商業施設の誘致を図ることで進めてきた。

質疑 市長は、今回の受理を確信をもって行ったのか。

答弁 この計画は、平成16年3月に事業者から農振除外の申請が出され、その後農業委員会、JAそうま、商工会議所などの意見を伺い、農振除外の同意をいただき、県との調整等も進めてきたものである。私としては、南相馬市のとりわけ原町区の小売商業の売上が低下し続けている状況にどう対応すべきかを考えたときに、金場地帯が最後に残された開発可能地域であることから商業施設の誘致を図ることで進めてきた。



質疑 地域振興につながるかと考え判断したとあるが、どのような地域振興が考えられるか。

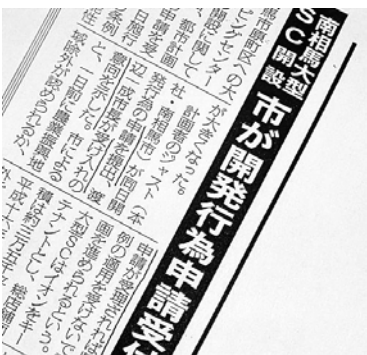
答弁 税収、固定資産税、法人税等で数千万円、更に上下水道使用料等で相当の収益収入が見込める。また、600〜700名の雇用が生まれそれに伴う税収も期待される。同時にこの商業施設が周辺の皆様からも利用されれば原町区内の既存の商店街にも人の流れがつけられ、全体としての活性化に繋がると考える。

質疑 雇用が600人以上創出されるとあるが、その大半がパート等の年収130万円にもならない非正規雇用となるのではないかと。

答弁 雇用者数を最終的には聞いていないが、今回働く場ができることで、働いていない奥さん方がパート等により一定の収入ができるのであり

質疑 雇用が600人以上創出されるとあるが、その大半がパート等の年収130万円にもならない非正規雇用となるのではないかと。

答弁 雇用者数を最終的には聞いていないが、今回働く場ができることで、働いていない奥さん方がパート等により一定の収入ができるのであり



り地域経済にとつては大きなプラスになると思われる。

質疑 雇用と同時に同数の新たな失業や廃業が考えられるか。

答弁 そのようなことはあまり考えられないと思う。それぞれの個店の方々が自分のこれからのありようについて考え検討していくと思われる。

質疑 新聞報道では、開発行為申請は農振除外などに一定の結論が出た後に受理するのが通例であるとしているが、今回の申請書受理は農振除外の結論が出ないうちに行っているが、矛盾していないか。

答弁 新聞報道のようなケースもあるが、あくまでも法律上は望ましいという表現であり、それが満たさなければ受理してはならないというものではない。

を求めるため不信任案に賛成。

反対の討論

●旧3市町は、昭和の合併以来、約50年間にわたりそれぞれの地域性、独自性、その殻を重視した中で行政運営を展開してきたわけである。住民の皆さんは一日も早い一体化は望んでいるが、合併してまだ9ヶ月です。結論を出すのは早すぎると思う。これからの渡辺市長の行政展開に大いにもう少し期待をすべきであり、不信任案に反対。

●歴史的な合併に市長は大いなる汗を流し、困難さに努力に努力を重ねた。市民も南相馬市の繁栄に大きな期待を込めている。市長は緊密なる計画をもって行動している。多少の希薄性は指摘されても及第点の評価ができるので不信任案に反対。

採決の結果

賛成少数で否決。

不信任の議決は、出席議員の4分の3の同意が必要で、今回は42人となる。

緊急動議

市長不信任案賛成20名で否決

提案理由

合併し9ヶ月が経過したが、地域住民の期待を希望を大きく裏切るものとなり、市政への不信と不満はピークに達している。この要因は、市長の市政に対するリーダーシップの欠如、大型事業ありきの市民不在の市政運営にある。さらに、市民を代表する議会に、執行部としての事実の考え方と取り組む姿勢、情報公開と説明責任の欠如は、まさに行く先の定まらない難破船のようなもので、住民無視、議会軽視の何者でもない。新しくスタートを切った南相馬市にふさわしい、新市の希望ある住民本位の市政を取り戻すために、渡辺一成市長の速やかな退陣を求め、市長不信任案決議を求めるものである。(高野光二議員提出)

質疑の内容

質疑 小高、鹿島、原町の各議会が市町村合併について議決をしたことに関して、どのような形で受け止めているか。

答弁 合併協議会で決めた内容のうち、特に大きな事業については、改めて新市議会での議論するというを残して、それぞれの議会で、あるいは合併協議会で合意していた。そのことから見ると、今まで市長が進めてきた、合併協議会の決議、あるいは議会での議決については、大きな隔たりがあり、特に4大事業について大変に議論が伯仲している。

質疑 合併して小高、鹿島が不利益にならないような施策をという論点があるが、合併により財政力指数は、16年度の原町0・87、小高0・44、鹿島0・40が、17年度(南相馬市)は0・66で平均的に下

がっている。こうした状況がどのように捉えているのか。

答弁 自治区制度を設けた合併で各自治区が独自性をもってやることになっていく。このため小高、鹿島、原町という形の中で予算配分されている。18年度の当初予算は全体的には非常に苦しい予算であると思っている。

質疑 市長選挙時に支持したが、助役等の人事面の状況を境に提案者の態度がいろいろ変わってきたと理解している。渡辺市政のもとにパーフェクトな状況では決まっていが、その状況にあつては、指摘するものをして支えていくことが必要だ。そのことをどのように考えているか。

答弁 市長選挙に渡辺市長を本気になって取り組んだ。しかし、この数ヶ月間市長の政治姿勢を見たときに、小高町の町民にお詫びをしなければならぬ状況と思っている。ですから敢えてこの決議案を出して自分達のこの11ヶ月間の議会活動を問うつもりである。

賛成の討論

●市長は、選挙に当たり透明性、先進性、独自性の3つの

●市長の大型事業推進ありきの市民不在の市政運営とその結果としての住民サービス低下がある。複合型健康増進施設にかかる入札の執行停止は前代未聞のあるまじき行為であり、本市に損害賠償責任が発生しうるものであり、市民の政治不信は増大するものである。住民の意思を尊重する真の住民と協働による南相馬市のまちづくりを一日も早く起動させるために市長の退陣